

介護老人保健施設明生園

長期入所・短期入所・介護予防短期入所のご案内

(重要事項説明書)

当施設はご契約者に対して介護保健施設サービスを提供します。

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

なお、当施設への入所は、原則として要介護認定を受けている方が対象となります。(短期入所は要支援より可)

目次

1	施設の概要について
2	サービス内容について
3	利用料金について
4	サービスの利用方法について
5	施設を退所していただく場合（サービスの終了）
6	苦情の受付について
7	緊急時の対応について
8	事故発生時の対応について
9	非常災害時の対策
10	身体拘束について
11	虐待防止について
12	業務継続計画について
13	感染症の予防及び蔓延の防止について
14	職員の質の確保について
15	栄養管理について
16	口腔衛生管理について
17	施設利用にあたっての留意事項
18	サービス利用にあたっての禁止事項
19	写真・動画掲載承諾

1 施設の概要について

施設名	医療法人ときわ会 介護老人保健施設 明生園		
所在地	青森県南津軽郡藤崎町大字榊字亀田 2 - 1		
電話番号	0172-65-4066	F A X 番号	0172-65-4068
施設長(管理者)	小柳 雅是		

(1) 施設の目的と役割

介護を必要とする本人と、その家族の方を支援することを目的としています。利用者の能力に応じ自立した生活を営むことを支援し、家庭復帰を目指すと共に、施設は明るく家庭的な雰囲気作りに努め、地域や家庭とのつながりを大事にします。

(2) 施設の運営方針

1. 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化防止または要介護状態になることの予防に努めるよう、その心身の状態を踏まえて適切な療養を行います。
2. サービスの提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行います。
3. 利用者又は他利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束や行動を制限する行為は行いません。やむを得ず拘束する場合は、利用者及び家族に説明し、医師の指示の下に行うと共に、その状態・拘束理由等を記録します。
4. 自ら提供するサービスの質を評価し、常に改善を図ります。

(3) 入所定員及び主な施設設備

定員	100名	食堂及び機能訓練室	1室
療養室	4人部屋 24室		浴室
	2人部屋 2室	中間浴槽 1台	
診察室	1室	特殊浴槽 1台	
談話室	1室		

*施設に義務付けられているその他の設備も有しています

(4) 施設の職員体制

職種		員数	職務内容
施設長 (医師)		1名	施設業務を統括管理する 利用者の病状を把握し、利用者の診察・健康管理・保健衛生指導を行う
看護職員	師長	1名	施設長の指示を受け、看護・介護業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する
	看護職合計	9名以上	医師の診療補助、看護並びに利用者の衛生管理及び日常生活の援助を行う
介護職員		25名以上	利用者の日常生活の援助を行う
理学・作業療法士		1名以上	利用者の機能回復の促進及び低下の予防を行う
支援相談員		1名以上	利用者及び家族の相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う
介護支援専門員		1名以上	介護保険認定の手続き、施設サービス計画及び短期入所療養介護計画の作成等を行う
薬剤師		0.3名以上	利用者の薬剤管理指導を行う
管理栄養士		1名以上	栄養管理、栄養指導、食品の衛生管理、調理員の指揮監督を行う
調理員		7名以上	調理業務を行う
総務	事務長	1名	施設長の命を受け、事務等の業務をつかさどり、所属員を指揮監督する
	総務職員	2名以上	会計、庶務、営繕等の総務を行う

* 職員の配置について指定基準を遵守しています

2 サービス内容について

1. 食事・・・朝食：7時20分　　昼食：11時55分　　夕食：18時
2. 入浴
3. 排泄
4. 機能訓練
5. 健康管理
6. レクリエーション、クラブ活動、行事等

3 利用料金について

(1) 長期入所料金

(令和8年2月改訂)

区分	金額		
介護保健施設サービス費 (I・iii) <多床室> ※負担割合が「2割」の方は金額が「×2」、「3割」の方は「×3」となります。	要介護 1	日 額	793円
	要介護 2	日 額	843円
	要介護 3	日 額	908円
	要介護 4	日 額	961円
	要介護 5	日 額	1,012円
加 算 等 ※負担割合が「2割」の方は金額が「×2」、「3割」の方は「×3」となります。	サービス提供体制強化加算 (I)	1日につき	22円
	夜勤職員配置加算	1日につき	24円
	初期加算 (II)	1日につき	30円
	療養食加算	1食につき	6円
	褥瘡マネジメント加算 (I・II)	1月につき	3円・13円
	短期集中リハビリテーション加算 (I・II)	1日につき	258円・200円
	認知症短期集中リハビリテーション加算 (I・II)	1日につき	240円・120円
	自立支援促進加算	1月につき	300円
	安全対策体制加算	入所時に	20円
	入所前後訪問指導加算 (I・II)	1回につき	450円・480円
	退所時情報提供加算 (I・II)	1回につき	500円・250円
	試行的退所時指導加算	1回につき	400円
	入退所前連携加算 (I・II)	1回につき	400円・600円
	訪問看護指示加算	1回につき	300円
	外泊時費用加算	1日につき	362円
	ターミナルケア加算 (死亡日以前31～45日)		72円
		(死亡日以前4～30日)	160円
		(死亡日以前2～3日)	910円
		(死亡日)	1,900円
	排泄支援加算 (I・II・III)	1月につき	10円・15円・20円
	所定疾患施設療養費 (I・II)	1日につき	239円・480円
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (I)	1日につき	51円
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	1月につき	33円
	緊急時治療管理	1日につき	518円
	科学的介護推進加算 (I・II)	1月につき	40円・60円
	栄養マネジメント強化加算	1日につき	11円
	退所時栄養情報連携加算	1回	70円
	再入所時栄養連携加算	1回	200円
	高齢者施設等感染対策向上加算 (I・II)	1月につき	15円
	協力医療機関加算		50円
	新興感染症対等施設療養費 (1月に5日を限度)	1日につき	240円
	※介護職員処遇改善加算 (III) 1月総単位に5.4%を乗じた単位を加算		

食費（利用者負担分）	第 1 段階	日 額	300円
	第 2 段階	日 額	390円
	第 3 段階（1）	日 額	650円
	第 3 段階（2）	日 額	1,360円
	第 4 段階	日 額	1,445円
居住費（利用者負担分）	第 1 段階	日 額	0円
	第 2 段階	日 額	430円
	第 3 段階（1）	日 額	430円
	第 3 段階（2）	日 額	430円
	第 4 段階	日 額	437円

入所者が選定する特別な居室	2人部屋	1日につき	300円
理美容代		1回	2,500円
私物の洗濯代	指定したビニール袋	1袋につき	600円
	タオルケット等	1枚につき	600円
日用品費	シャンプー、リンス、ボディソープ、手洗い用洗剤、ウェットティッシュ、洗顔タオル、シェービングジェル、使い捨てカミソリ、使い捨てエプロン、目回り清浄綿、綿棒、爪切り、箸、スプーン、保湿剤等 1日500円		
手芸材料（希望される方）	材料代実費		
インフルエンザや新型コロナ等予防接種費用	各市町村が定める額		

(2) 短期入所利用料金

(令和8年2月改訂)

区分	金額		
介護老人保健施設 短期入所療養介護費（Ⅰ・Ⅲ） <多床室> ※負担割合が「2割」の方は 金額が「×2」、「3割」の方 は「×3」となります。	要支援 1	日 額	613円
	要支援 2	日 額	774円
	要介護 1	日 額	830円
	要介護 2	日 額	880円
	要介護 3	日 額	944円
	要介護 4	日 額	997円
	要介護 5	日 額	1,052円
加算等 ※負担割合が「2割」の方は 金額が「×2」、「3割」の方 は「×3」となります。	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき	22円
	夜勤職員配置加算	1日につき	24円
	緊急短期入所受け入れ加算（7日限度）	1日につき	90円
	送迎加算	片道	184円
	個別リハビリ実施加算	1日につき	240円
	重度療養管理加算	1日につき	120円
	療養食加算	1食につき	8円
	緊急時治療管理（月3日限度）	1日につき	518円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	1日につき	51円	

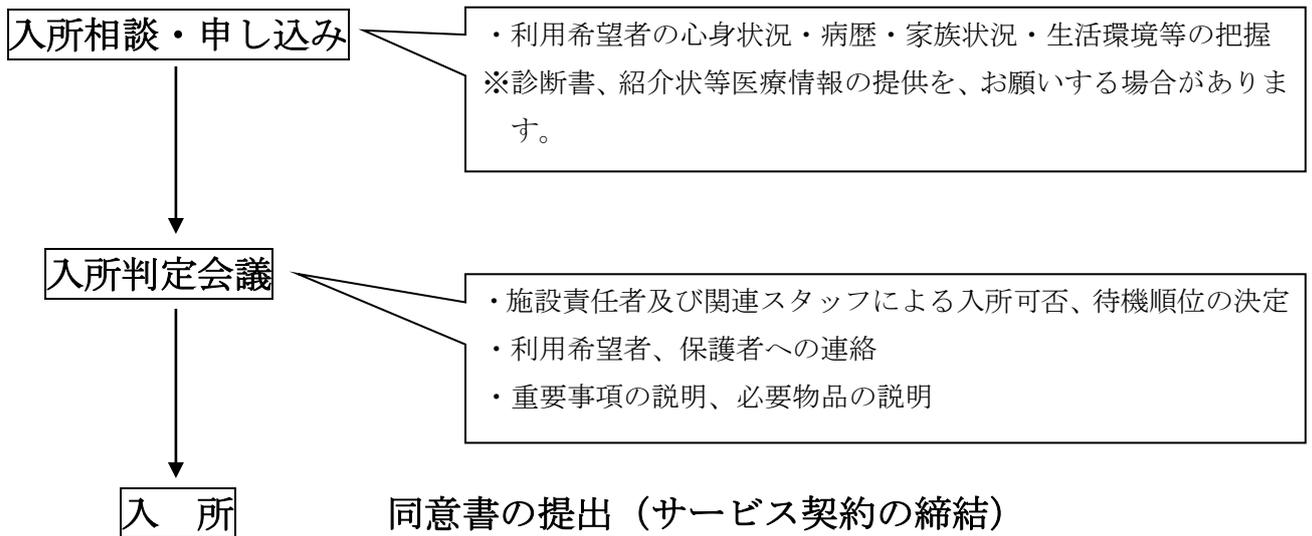
	※介護職員処遇改善加算（Ⅲ）1月総単位に5.4%を乗じた単位を加算		
食費（利用者負担分）	第1段階	日額	300円
	第2段階	日額	600円
	第3段階（1）	日額	1,000円
	第3段階（2）	日額	1,360円
	第4段階	日額	1,445円
	朝・昼・夕の別 朝 422円 昼 472円 夕 551円		
居住費（利用者負担分）	第1段階	日額	0円
	第2段階	日額	430円
	第3段階（1）	日額	430円
	第3段階（2）	日額	430円
	第4段階	日額	437円

入所者が選定する特別な居室	2人部屋	1日につき	300円
理美容代		1回	2,500円
私物の洗濯代	指定したビニール袋	1袋につき	600円
	タオルケット等	1枚につき	600円
日用品費	シャンプー、リンス、ボディークリーム、手洗い用洗剤、ウェットティッシュ、洗顔タオル、シェービングジェル、使い捨てカミソリ、使い捨てエプロン、目回り清浄綿、綿棒、爪切り、箸、スプーン等		1日 500円
手芸材料（希望される方）			材料代実費
インフルエンザや新型コロナ等予防接種費用			各市町村が定める額

（3）料金の支払方法

- 毎月5日までに前月分の請求書を発送しますので、その月内にお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行します。
- ※領収書は各種手続きで必要となる場合がありますので、3～5年程度の保管をお勧めいたします。必要時は再発行に応じますが、文書料として3千～5千円の実費がかかります。
- お支払方法は現金、銀行振り込みの2つの方法があります。入所時にお選びください。

4 サービスの利用方法について



入所後は、利用者の心身の状況、病状、家族状況や生活環境に照らし、利用者が家庭へ復帰可能か、施設のさまざまな職種間で検討すると共に、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する為、施設サービス計画を作成します。

（おおむね3ヶ月ごとにカンファレンス開催）

施設サービス計画は、利用者及びその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題や医師の治療方針に基づいて、サービス提供に当たる各職種間で協議して目標やその達成時期、サービス内容、注意すべき点が作成されます。

作成後は利用者及び家族に対して説明、同意を得ることになります。

* 守秘義務（個人情報利用について）

当施設とその職員、また当施設職員でなくなった後においても、業務上知りえた利用者又はその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

ただし以下の場合を除きます。

- ① 入所判定会議における入所可否決定・待機順位の決定のための情報提供
- ② 処遇や治療あるいはサービス計画作成時等のスタッフ間での情報提供・共有
- ③ 介護保険サービス利用のための市町村、居宅介護支援事業者、その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供

5 施設を退所していただく場合（サービスの終了）

（1）利用者からの解除

利用者及び保護者は、当施設に対し退所の意思表示をすることにより、いつでも入所利用を解除・終了することができます。

（2）当施設からの解除

1. 利用者が要介護認定において自立又は要支援と判定された場合
2. 入所中定期的に実施されるカンファレンスにおいて、退所して居宅で生活できると判断された場合
3. 利用者の病状・心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な施設サービスの提供範囲を超えると判断された場合（入院が必要となった場合等）
4. 利用者及び保護者がサービス利用料金を3ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
5. 利用者及びその家族等関係者が、当施設や当施設の職員又は他の利用者等に対して、サービス利用が困難になるほどの迷惑行為や反社会的行為を行った場合
6. 天災・災害・施設設備の故障やその他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

（3）円滑な退所への支援

利用者及びその家族に対し適切な指導を行うと共に、利用者の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、必要とされる以下の援助を速やかに行います。

1. 適切な病院又は診療所の紹介
2. 居宅介護支援事業者の紹介
3. その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

6 苦情の受付について

施設サービスの内容に関する要望や苦情の窓口を設置しています。

担当：お客様相談室

電話 0172-65-4066

また、1階ロビーに備え付けられた「ご意見箱」も利用いただけます。
申し出があった際は速やかに対応します。

*当窓口以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の苦情処理相談窓口にも申し出ることも出来ます。（電話 017-723-1336）

7 緊急時の対応について

利用者の容態等に変化があり、施設長（医師）の医学的判断により対診が必要と認められる場合には協力医療機関での診療を依頼することがあります。

- 協力医療機関
- ・医療法人ときわ会 ときわ会病院
青森県南津軽郡藤崎町大字榊字亀田 2-1
 - ・平井歯科医院
青森県青森市浪岡大字浪岡字若松 16-2

協力医療機関、又はその他医療機関に対診及び診療や入院の際には当該入所者の診療状況、療養上の必要な情報等を提供いたします。

また、協力医療機関と当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的を開催します。

8 事故発生時の対応について

施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者がお住まいの市町村、家族等に連絡すると共に、必要な処置を講じます。

9 非常災害時の対策

防災時の対応	被害を最小限にとどめ、利用者の安全を確保するよう自衛消防隊を編成し任務の遂行にあたる
防災設備	スプリンクラー、消火器、消火栓
防災訓練	基本訓練及び利用者含む総合訓練（各年1回以上）
防火責任者	総務職員

10 身体拘束について

原則として利用者に対し身体拘束は行いません。しかし、自傷他害の恐れがある等緊急やむをえない場合には身体拘束やその他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には利用者または身元引受人に対して身体拘束の理由や内容を十分説明して同意書を作成するものとします。

常時観察等を行い要件に該当しなくなった場合は速やかに解除いたします。

又、身体拘束の適正化を図る為、以下に掲げる事項を実施します。

1. 適正化の委員会を3月に1回以上開催すると共にその結果について、介護職員そのほかの従業者に周知徹底を図ります。
2. 身体拘束等の適正化の為の指針を整備します。
3. 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化の為の研修を定期的を実施します。

11 虐待防止について

当施設では利用者の人権に十分配慮し、身体的、心理的虐待行為の禁止はもちろんの事、防止に努め人権意識の向上や知識の習得に努めます。また、個人個人に応じた施設サービス計画を作成し、適切な支援の実施に努め、従業者が悩みや苦勞を相談できる体制を整える為、以下に掲げる事項を実施します。

1. 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
2. 虐待防止の為の指針を整備します。
3. 虐待を防止する為の定期的な研修を実施します。
4. 以上に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を設置します。

12 業務改善計画について

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとしします。

1. 当施設は従業者に対し、業務改善計画について周知すると共に必要な研修及び訓練を定期的実施します。
2. 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 感染症の予防及び蔓延の防止について

入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

1. 感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止の為の指針を定め必要な措置を講じる為の体制を整備します。

① 感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

② 感染症の予防及び蔓延の防止の為の指針を整備します。

③ 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止の為の訓練を定期的実施します。

④ 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行います。

2. 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は毎月1回検便を行います。
3. 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行います。

14 職員の質の確保について

職員の資質向上のために研修の機会を確保します。

1. 全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。

15 栄養管理について

管理栄養士が利用者の栄養状態に応じて、多職種が共同して利用者ごとの栄養ケア計画を策定し、利用者の栄養状態を定期的に記録していきます。

16 口腔衛生管理について

利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。歯科医師及び歯科医師の指示を受けた歯科衛生士により、年2回口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を介護職員等に対し行っていきます。

17 施設利用にあたっての留意事項

当施設の利用にあたり、利用者の共同生活の場としての快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

1. 持込の制限

原則としてペットや家電製品の持ち込みは出来ません。

2. 面会

別紙参照

3. 外出・外泊

別紙参照

4. 飲酒・喫煙

施設内外での喫煙は出来ません。飲酒は原則的に禁止です。

5. その他

- ・多額の現金や貴重品の所持はご遠慮願います。紛失等、施設では責任を負いかねます。どうしてもという場合は、ご本人・ご家族の責任において管理するか、当施設総務にお預け下さい。引き換えに預り証を発行して管理します。
- ・施設の設備や備品の利用については、本来の用途にしたがって利用してください。故意又は不注意による破損や汚染については、自己負担により現状修復していただくか、相応の代価をお支払いいただく場合があります。

18 サービス利用にあたっての禁止事項

1. 利用者の自立支援を目的として作成されたケアプランの内容が妥当であるにもかかわらず、その支援計画を納得がいかないと批判したり、頑なに拒み続けたり、過剰な介護支援を要求したりする事
2. 利用者及びその家族等の関係者によるカスタマーハラスメント。暴言・暴力行為や一方的な要求等の迷惑行為が確認され、その行為を止める様に注意しても、聞き入れることなく同様の行為を続け職員や他入所者に精神的苦痛を与える事
3. 利用者及びその家族等の関係者によるセクシャルハラスメント。必要もなく体を触る、性的な話をする、手を握る等を行い職員や他入所者に精神的苦痛を与える事
4. 利用者及びその家族が、職員や他入所者の情報を SNS に投稿したり、関係のない人に伝える事。また無断で職員や他入所者を録音・撮影する行為。上記以外の個人情報や漏洩させ、施設や職員、利用者が被害を被るような行為
5. 職員や利用者に対し迷惑を及ぼすような営利活動、政治・宗教活動、勧誘

※上記事項を守られない場合は法的手段をとらせていただき、退所していただく場合もあります。

19 写真・動画掲載承諾

当施設では日常の生活の様子、行事やレクリエーション等の様子をホームページ等でご報告しております。

つきましては利用者の活動中の写真や動画をホームページやブログ等に掲載する事を保護者の方にご了承いただければ幸いです。

掲載の可否について入所同意書にご記入をお願いいたします。

別紙

入所者ご家族様へのお知らせ

直接面会についての案内

施設内については立ち入りを禁止させていただきます。御用の際は事務所に声掛けをお願いいたします。

【面会の仕方】

- ① 面会を前日まで予約して下さい。面会人数は1度に3人迄で中学生未満の方はご遠慮ください。面会時間帯は平日の午後（14時～16時迄）、水・土曜日（10時～11時30分迄）です。面会は15分以内でお願いします。面会場所は玄関に用意を致しております。

（同居家族で感染症に罹患している方がいる場合、面会者に風邪症状、体調不良がある場合は面会を見合わせてください）事務所に声掛けしていただき面会簿にご記入をお願いいたします。なお面会者が面会時から2日以内に新型コロナ、インフルエンザ等感染症に感染した場合には明生園に連絡をお願いします。

面会者はマスクの着用、検温、手指消毒をお願いいたします。

- ② 面会時の飲食は禁止させていただきます。感染予防の為入所者様もマスクを着用させていただきます。

③ ※直接面会は入所者様1名につき、月3回（土曜日は月に1回まで）でお願いいたします。なお必ず予約をお願いいたします。平日9時～16時50分、土曜日9時～12時半で受け付けます。日、祝日はご遠慮下さい。

予約は65-4066（明生園） 入所者様氏名と面会希望者氏名、人数、入所者様とのご関係と面会希望日、時間をお申し出ください。

また、面会時間に遅れると次の予約の方にご迷惑となりますので面会時間は厳守でお願いいたします。

外出や外泊はこれまで同様ご遠慮をお願いいたします。

感染症（新型コロナ、インフルエンザ等）の状況により直接面会をお断りする場合がございますので了解の程よろしくをお願いいたします。

また、リモートでの面会もできますので、ご希望の際は事前に予約をお願いします。平日11時～16時、土曜日10時00分～11時30分でリモート面会をお願いいたします。

ご不便をおかけいたします事まことに申し訳ございませんが、入所者様の感染リスク軽減の為にも何卒ご理解の程よろしくをお願いいたします。

【予約電話】0172-65-4066

介護老人保健施設 明生園